安 全 デ ー タ シ ー ト

整理番号 TNI 00147
作成日 2005/12/1
最終更新日 2015/1/1

1. 化学物質及び会社情報

会　　社　：大陽日酸株式会社
住　　所　：〒142-8558　東京都品川区小山 1-3-26 東洋 Bldg.
担当部門　：SI 事業部　　　　　　　担 当 者 ：平　　博 司
電話番号　：03-5788-8695　　　　　FAX 番号 ：03-5788-8710
緊急連絡先：SI 事業部（電話番号 03-5788-8550）
メールアドレス： Isotope.TNS@tn-sanso.co.jp
ホームページアドレス：http://stableisotope.tn-sanso.co.jp

化学物質　　ぎ酸

製品名　　ぎ酸-^{13}C、ぎ酸-ＯＤ、ぎ酸-d$_1$、ぎ酸-d$_2$

＊ 安定同位元素で標識された化合物は、標識核種及び位置により製品名称が異なりますが、安全性データは非標識化合物と同一とみなします。従って、特に指定しない限り本シートに記載されているデータは、非標識化合物のデータを採用しています。

---

2. 危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性：	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外
	引火性液体	区分 3
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外

	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性：	急性毒性（経口）	区分 4
	急性毒性（経皮）	分類できない
	急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分 4
	急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
	急性毒性（吸入： ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分 1A -1C
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	区分 2
	特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分 1（血液，肝臓，腎臓，呼吸器系）
	特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分 1（腎臓）
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性：	水生環境急性有害性	区分 3
	水生環境慢性有害性	区分外

ラベル要素

絵表示又はシンボル：

注意喚起語：　危険

危険有害性情報：　引火性液体及び蒸気

飲み込むと有害(経口）

吸入すると有害（蒸気）
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
血液，肝臓，腎臓，呼吸器系の障害
長期又は反復ばく露による腎臓の障害
水生生物に有害

注意書き：　【安全対策】
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
容器を密閉しておくこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。

【応急措置】
火災の場合には適切な消火方法をとること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
衣類にかかった場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。
眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。
【保管】
涼しく換気の良い場所で施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

---

3. 組成・成分情報

単一製品/混合物の区分‥　単一の化合物
化学名 ‥‥‥‥‥‥‥‥　ぎ酸
含有量 ‥‥‥‥‥‥‥‥　９８．０％以上
化学式又は構造式 ‥‥‥　ＨＣＯＯＨ
官報公示整理番号 ‥‥‥　化審法（２）－６７０
ＣＡＳ番号 ‥‥‥‥‥‥　６４－１８－６
国連分類番号 ‥‥‥‥‥　８（腐食性物質）
国連番号 ‥‥‥‥‥‥‥　１７７９

---

4. 応急措置

目に入った場合 ‥‥‥‥　直ちに清水にて１５分以上洗浄し､速やかに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合 ‥‥　直ちに水道水で十分洗浄し､必要に応じて医師の診断を受ける。
吸入した場合 ‥‥‥‥‥　直ちに新鮮な空気の場所に移動し､安静にして速やかに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合 ‥‥‥‥　直ちに吐かせ、胃を十分洗浄し至急医師の診断を受ける。

---

5. 火災時の措置

消火剤 ‥‥‥‥‥‥‥‥　二酸化炭素、粉末、ハロゲン化物、噴霧状の水
消火方法 ‥‥‥‥‥‥‥　速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。初期消火に努め、火災の拡大を防ぐ。

---

6. 漏出時の措置

‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　大量の水で洗い流す。不可能な場合は、乾燥砂を散布し、すく

い取り、他所で処理する。汚染面はソーダ灰で中和する。（漏出量によっては中和を先に行う。）

---

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い ……………… 火気に十分気をつける。アルカリ化合物との接触を避ける。漏洩の点検及び換気に十分注意する。

保管 ………………… 換気の良好な冷暗所に密栓して保管する。

---

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 …………… 日本産業衛生学会（１９９１年度版）：
５ｐｐｍ（９．４ｍｇ／ｍ３）
ＡＣＧＩＨ（１９９１〜１９９２年度版）：
ＴＷＡ（８時間）５ｐｐｍ（９．４ｍｇ／ｍ３）

保護具 ……………… 必要に応じて送気マスク、酸性ガス用防毒マスク、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等を着用する。

設備対策 …………… 室内の取扱いは局所排気装置を設ける。

---

9. 物理及び化学的性質

外観等 ……………… 無色透明の液体で、刺激性のある臭気がある。飽和脂肪酸の中では最も酸性が強い。

沸点 ………………… １００．８℃

融点 ………………… ８．３℃

比重 ………………… １．２１９６１（２０／４℃）

溶解度 ……………… 水、エタノール、アセトンに混合する。

蒸気圧 ……………… ４０ｍｍＨｇ（２４．０℃）

引火点 ……………… ５５℃（密閉）

発火点 ……………… ６０１．１℃

爆発限界 …………… 下限：１８．０　ｖｏｌ％　　上限：５７．０　ｖｏｌ％

揮発性 ……………… あり。

可燃性 ……………… あり。

爆発性 ……………… 可燃性爆発性混合ガスを生成する。

---

10. 安定性及び反応性

…………………… 強い還元剤である。熱や炎に曝すと燃え、フルフリルアルコール、過酸化水素、硝酸タリウム、ニトロメタン、五酸化りんと共に爆発する。

11. 有害性情報

急性毒性 ……………　ＬＤ５０　１１００mg／・(経口マウス)
ＬＤ５０　１２１０mg／・(経口ラット)
ＬＤ５０　１４５mg／・(静脈注射マウス)
ＭＬＤ（最低致死量）　＝２３９ｍｇ／・(うさぎ静脈注射)

刺激性 ………………　眼に入ると失明することがある。呼入すると呼吸器系を刺激する。飲み下すと食道、胃粘膜等の炎症を起こす。皮膚に触れると刺激があり、発赤、水泡ができる。

皮膚腐食性 …………　腐食性を有する。

亜急性毒性 …………　毎日０．０７ｇを摂取しても有害ではなく、尿中には排泄されない。ただ、慢性中毒では蛋白尿、血尿を見ることがある。

12. 環境影響情報

分解性 ………………　データなし。

蓄積性 ………………　データなし。

魚毒性 ………………　データなし。

13. 廃棄上の注意

……………………　少量の場合は大量の水で洗い流すか、焼却する。もしくは都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

……………………　運搬に際しては、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。火気厳禁。その他、消防法などの法令の定めるところに従う。

15. 適用法令

化審法 ………………　優先評価化学物質

労働安全衛生法 ……　名称等を通知すべき危険物及び有害物
危険物・引火性の物

毒物及び劇物取締法 …　劇物

消防法 ………………　第４類引火性液体、第二石油類水溶性液体

大気汚染防止法 ……　揮発性有機化合物 法第２条第４項

海洋汚染防止法 ……　有害液体物質（Y 類物質）

バーゼル法 …………　廃棄物の有害成分・法第２条第１項第１号イに規定するもの

航空法 ……………… 腐食性物質
船舶安全法 ………… 腐食性物質
港則法 ……………… その他の危険物・腐食性物質
道路法 ……………… 車両の通行の制限
外為法 ……………… 輸出貿易管理令別表第２
輸出貿易管理令別表第１の１６の項
輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」

---

16. その他の情報

【参考文献】

（社）日本化学会編　防災指針による分類
RTECS Vol.1,R.J.Lewis,R.L.Tatken,Eds. (1980) p826
公害と毒・危険物　有機編　　堀口博 著　　三共出版
化学品法規制検索システム　日本ケミカルデータベース
GHS 仕様モデル SDS　　中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

＊ この安全データシートは、各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅しているものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。また、含有量、物理及び化学的性質、危険有害性などの記載内容は、情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。なお、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、その用途・用法に応じた安全対策を実施して下さい。